



大地申第11号

1月12日 その①

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」第1回交渉開催！

1. 事業所ごとの時間外労働月別平均時間を平成29年度7月から9月まで明らかにすること。

高止まりした職場

川越駅・・・休出、イベント対応
南越谷駅・・・休出、イベント対応

増加した職場

栗橋駅・・・忌引き、ダイヤ改正のチェック

要員が少ない職場では、時間外労働月別平均時間が高くなる事を一致

2. 労働基準法第34条1項違反が那須保線技術センター・小山保線技術センター・大宮建築技術センター・大宮総合車両センターで発生した経過及び根拠を事業所ごとに明らかにすること。また、今後の対策を事業所ごとに明らかにすること。

組合：労働基準法第34条1項違反が発生したが、発生した職場ごとに性質が違うのに対策が同じなのはおかしい。

会社：会社全体で把握していく

組合：今後の対策は職場ごとで違うのか。

会社：今までは担当課長のみだったが、全体で把握し防いでいく。

組合：労働基準法第34条1項違反が管理者だけの問題ではなく、一般にも周知していくことを確認するかどうか。

会社：了解

労基法第34条を周知徹底していくことを確認！

組合：少なからず4月～6月今年度分ぐらいは調査するべきだ。

会社：対策を練ってこれから防いでいくことが重要だと考えている。

組合：オープンにして議論していくべきだ。

会社：これから繰り返さないことが重要だと考えている。今すぐとは難しいが継続議論していく。

第二四半期だけの問題ではない事を確認し、継続議論！

3. 工務職場での午前半休数を事業所ごとに平成29年度7月から9月まで明らかにすること。

組合：昔は午前半休取ったら超勤をするなど管理者に言われていた。明らかに業務量が増えている。

会社：昔に比べ業務量も増えていることもある。不要不急の仕事させないよう指導する管理者も必要。

組合：半休を取得したとき、打刻するのかもしれないのか、正しいのは何か周知する必要がある。

会社：確かに知らないこともある。一方的に思っている社員もいるので、合わせていく。

職場に合った教育を行っていくことを確認！

その②へ続く